

令和7年1月14日

住宅改修事業者 各位

久留米市健康福祉部介護保険課

### 介護保険住宅改修事業者講習会の開催等について（案内）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より当市の介護保険・高齢者福祉事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

久留米市では、介護保険住宅改修費の受領委任払いの取り扱いを行うことができる事業者を「久留米市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者名簿」に登録し、市ホームページ等で広く市民に周知を行っています。

このたび、名簿の登録に必要な講習会を開催しますので、現在登録のない事業者のうち、講習会への参加を希望された事業者または介護保険住宅改修において過去1年間に複数回償還払いの実績があった事業者に、講習会開催のご案内をしております。

令和6年度の講習会につきましては、Zoomによるオンライン配信で開催することといたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

名簿への登録を新たに希望する事業者の方は、下記のとおり当講習会の受講と、登録申請の手続きをお願いいたします。

なお、当講習会を受講しない場合でも、償還払いによる住宅改修は引き続き可能です。

### 記

#### （1）介護保険事業者講習会

【日 程】令和7年2月7日（金）18時～19時30分

- ・後日送付するメールに記載している URL より、当日は参加してください。
- ・17時30分から参加できるようにしておりますので、講習会開始10分前の17時50分には参加しておいてください。
- ・途中参加、途中退出、離席は認めておりませんのでご了承ください。

【場 所】オンライン配信（Zoom 使用）

※Zoom についての詳細は「（5）Zoom について」を参照してください。

【対象者】「久留米市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者名簿」に登録希望の事業者

【内 容】住宅改修制度・申請手続について

【受講料】無料

【申込方法】参加申込書を電子メール、FAX または窓口で提出してください。

※参加申込書送付後には介護保険課までご連絡ください。

【申込〆切】令和7年2月6日（木）必着

【特記事項】※当日使用する資料は参加申込書に記載いただいたメールアドレスに送付します。

(2) 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録申請書の提出

【配布方法】参加申込書に記載いただいたメールアドレスに送付します。

(※講習会の資料と一緒に送付します。)

【申請書】介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書一式

【申請期間】令和7年2月10日(月)～令和7年2月28日(金)まで(必着)

【申請先】久留米市役所6階 介護保険課

【申込方法】登録申請書の原本を郵送または窓口で提出してください。

【特記事項】※登録申請書は必ず提出してください。提出されなかった場合、講習を受講されても介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者として登録されません。

(3) 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録結果の通知

【通知】申請内容を確認の上、令和7年3月下旬頃までに事業所あてに結果を送付予定です。

【登録期間】令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 介護保険住宅改修費等受領委任払いの取り扱い

【利用対象】今回の登録に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに登録業者が着工した住宅改修の住宅改修費について、受領委任払いの利用が可能です。

【償還払いと受領委任払いについて】 **※自己負担割合が1割の場合**

**償還払い** (※全事業者可能)

介護保険利用者が工事代金の全額を住宅改修業者に支払い、その後、工事代金の9割を介護保険利用者が久留米市に請求し、介護保険給付金を受領する方法です。

**受領委任払い** (※講習会を受講し、登録された事業者のみ可能)

介護保険利用者の経済的負担を軽減するための制度で、介護保険利用者は住宅改修業者に工事代金の1割(自己負担分)を支払い、介護保険利用者から受領委任を受けた住宅改修事業者が、久留米市に介護保険給付分である工事代金の9割を請求し、介護保険給付金を代理受領する方法です。

## (5) Zoomについて

本講習では、Zoom というオンライン配信ツールを利用し開催します。以下の注意事項についてご確認ください。

### ① 事前のセットアップ

Zoom を初めて利用される方は簡単なセットアップが必要となります。お手数ですが講習までに事前にセットアップをお願いします。

### ② PC (マイク・カメラ) 等の使用による参加

本講習では、質疑応答など双方向によるやり取りが生じますので、マイク及びカメラ付きの PC を利用の上ご参加ください。スマートフォン又はタブレットでも参加可能です。

### ③ Wi-Fi 環境など高速通信が可能な電波の良いところでご受講ください。

### ④ 視聴にかかる通信料はご負担ください。

|   |
|---|
| 久留米市役所 健康福祉部 介護保険課 担当：平田・井上<br>〒830-8520 久留米市城南町15番地3<br>Tel (0942)30-9036<br>Fax (0942)36-6845<br>E-mail kaigo@city.kurume.lg.jp |
|---|